日本書紀傳　四ノ巻　陽

和書
一〇五二二號

内閣文庫		
番號	和 10522	
册數	156（13）	
函號	特 85	1

国立公文書館
National Archives of Japan

等閑に思ふ可に非ず　古史徴に引れたるにハ天底立尊と作て其說に諸本に國と有を今ハ一古本に依て改つ能古事記と合ればなりとて有り如何にも然有ま欲き事にハ有れども此ハ混成す一物に天と地との神等の成坐る由なれバ容易く従ひ難し然れども國常立尊に國底立尊と申す御名有が如必然有べきを然も有ぬハ実に可惜しき事なり　然れども姓氏録及神名式に僅に傳りませ給へバ御紀にころハ如何してか漏されたりけれ必其傳への中に無てハ得非ぬ甚も止事無き神に坐故に弟六ノ一書に天常立尊の御名坐る其に至りて委しく說明らめ奉らむを例の常と底と同じと思へらむ人も見よかし

内閣文庫
圖書局文庫
文部省文庫印
内 一二六八五號

第四

一書曰天地初判始有倶生之神號國常立尊次國狹槌尊又曰高天原所生神名曰天御中主尊次高皇産靈尊次神皇産靈尊皇産靈此云美武須毘

△但下に又曰高天原所生神名と有へ係て天地初判と云るにも有べし然れども此く甚く事略なる傳なるハ從一書に委ねて倶生之神の有て云事を耳に聽知せたるなる可し

天地初判ハ上第一ノ一書に出たり但其にハ一物在於虚中ニと云ひ第六ノ一書にハ有物云々と見えたるを此にハ下に始有倶生之神と云ざれバ唯神の成坐し事を主と立たる傳なり然れども天地初判と云る上ハ天ハ葦牙地ハ浮膏なる事云も更なり△　○始有倶生之神とハ其天にも地にも倶共に成坐る神坐るなるが例の正書及第五ノ一書に國土に屬たる神耳を擧て可美葦牙彦舅尊などの天に屬る神を省かれたる者なり古史徴に此傳ハ都ッ

△淮南子精神訓有二神混生の注に二神陰陽之神混生倶生也と有り

に抹べき事無く國常立尊と國狭槌尊とを倶生之神と云るなどハ別に甚しき傳の誤なりと云はるれども其ハ一亘りに見倶生ハ因此など云よりハ重くしくれたる故なンめり

て殊に其物と親しき（離れざる）由なり口訣に倶生與天地倶生也と有ハ然る事なれども天と倶に生坐る神ハ佗の傳に讓て此にハ地と倶に生坐る神に云るなり然れハ下の又曰にハ係らぬ事と知べし（然るハ又曰と有る傳ハ其天地と成べき物を成し給ひし神等に坐せハ倶生とハ云べからず又此の二神などに對へ見る可き神にハ坐ずして遥に遠き古より天中に其始有る事無く常に坐くに坐し神等なれバなり通證に瑚璉集引大宗秘府與口訣同と見ゆ）倶ハ其物と親しき由ハ此章の終の一書に男女耦生之神と有を取て舊事紀にハ夫婦並坐す如き

神等の系紀を立て倶生天神とも耦生天神とも云る事ハ皆がら妄なれども倶と耦とを同じく見たるハ允に當れり倶の例ハ八洲起元章に共計曰四神出生章第六ノ一書に共生大八洲國など多き言なり古事記に能治成前者吾能共與相作成とも見えたり倶生ハ其物と耦ひて倶共に成坐る事を知べし（言義を考るに倶ハ足聚にて彼と此と集會て過不及無き謂なり古事記に美斗能麻具波比と有を此に共爲夫婦の字に當しれゝるハ共ハ倶にて耦なるが故なり）○號國常立尊次國槌狭尊ハ上に傳に出○又曰ハ上の天地初判を受て云ならず其に對へて又斯る傳說有て曰なり（纂疏に又曰者書中一說也と有る事なれども此ハ天

天の最初の傳ふて外ふ
比類無き眞古説ふり ○高天原ハ古事記ふも天地
初發之時於高天原成神名云々と有て此と同じきを
古語拾遺ふハ天地剖判之時天中所生之神と有れバ
天御中主尊の御名ふ合せて説べきふり 然れバ此の
説も其所ふ
譲る事多かりし平田翁の古史成文ふハ文を換て於天
御虚空て爲られたれども虚空て云称ハ天地を内て
して其外ふる空しき所を云名と成れる由己ふ第一
一書在於虚中の傳ふ註るが如し又古事記ふ訓高下
天云阿麻下效此
とも所見たり 然れバ高天原と云も猶後ふて神の御
名ふも負坐れバ天中と云ふむ此上無く古かりける
偖此三柱神の成坐りし高天原とも天日とも別天て
も居れる天ふハ非ず惣體の天中を云ひ又成坐る神

も一神人と顕れ坐るふハ非ずして天中の惣體ふ御
靈の充塞がり給へる事ふて祝詞ふ高天原ふ神留坐
とも云て都麻流てハ高天原ハ悉く神ふて神留坐る
處ハ悉く高天原と云意ふる事祝詞講義祈年第三詞
及大祓詞
ふ註せるが如し 此世の始の神等を御靈耳御在る由
ふ云ハ予が始たる説ふるが故ふ如
何と思ふ人も有れども御身を以て成給ふふハ事ふ
限有て成給ふ事ふも限有を此天地世間を立給ひ始
給ふ神等ハ唯御靈の活機ふて産靈の神業を行給へ
ハ右の三柱神の隱身ハ天地世間を合せて太しく坐
ますが故ふ斯る尊き高き廣く厚き神業ハ成れる者
ふり然れども天地の立る後ふ佗神ふ對ハせ給ふ時
ふどふハ顯身と現れ坐て神議り爲給へれども天御
中主尊の如きハ其事ふも預りせ給ハねバ終ふ顯れ
出給へる事ハ物ふ
も見えざるをや 高ハ足氣ふて何方迄も天氣の足

齋庭

ひ満て此世間と成る限を云ふり唯大地より天を望
見るふ遠く遥ふるふ依て高と云ふハ非ず廣くとし
て限無き物ふるが故ふ天ふても地ふても云事と所
見たり四神出生章第六ノ一書ふ伊弉諾尊勅任三子曰
天照太神者可以治高天原第十ノ一書ふも天
照太神者可以御高天之原と有る同じ事を古事記ふ
汝命者所知高天原矣事依而賜也と有ふでハ此地よ
りふれバ然も云べきを天孫降臨章第二ノ一書ふる天
照太神の勅言ふ以吾高天原所御之穗亦當御於吾兒
と有ふでハ天ふても然云ふ事と見えたり記傳三ふ
古事記天石屋段ふ大御神の大御言ふ天原自闇て見
え此の瑞珠盟約章第一ノ一書に亦る日神の勅言ふ當奪
我天原第三ノ一書ふ令治天原ふでを引て天原ふ高て
ふ言を添て高天原と云ハ此國土より云事ふりと云
れたるハ然る言ふがし全體の天ふ亘る名ふれバ首
てハ天原とも云べく出雲神賀詞ふハ
原を略きて高天とも種てふ云事ふり右の高ハ足氣

ふて惣天の称ふるが故ふ記傳三五丁ふ高とハ是も天
を云称ふて唯ふ高き意ふ云るとハ少異ふり日の枕
詞ふ高光と云も天照と同意高御座も天御座と云事
ふて是等の高も同じ又古事記水垣宮段ふ聞高往鵠之音
又高津宮段ふ多加由久夜波夜夫佐和氣ふでの高往ハ虚
空を高と云ふり」と云れたる如くふるを惣括て見ふ
其虚空を云ハ氣の足満たる所ふるが故ふる可し右の
足ハ万葉二ふ天原振放見者大王乃御壽者長常久天足
有と見え又十三ふ天之足夜尓ふで云る是ふり猶傳
三陰陽不分の下ふ註せるを見よ天ハ例の天ふるが此時未物ハ非り
し間ふれバ唯大虚空ふて有しふり然れども其天地

私記に高天原師説謂上天也案可謂虚空也と有り此の意を得たるなり

の未生ざりし當時より（天）日及別天とも成べき其物実ハ天（中に聚がり團りつゝ）古より有りしかバ空しと云ハ顕身の論にて（隠身に坐す）神等の御上にて申さバ後に出來る質の有る天地に住坐るに少かの異りも無る可くぞ想像しるゝ　此天と云事の較略ハ傳三天地未剖條及天先成條にても云ひ次なる天御中主尊の下に云れバ此にハ唯大凡を云耳なり△原ハ祈年祭詞に皇神能見霽志坐と有る霽に同じ（く擦ら揺ぐるを云なり）古事記に欽明天皇の大御名を天國押波流岐廣庭天皇と記されたるを御紀に天國排開廣庭天皇と記させ給ひ開を波流岐に當しれたるを（縫）體天皇御紀に其御名の出たるにハ開此云波羅爾（ハラニ）とも見えたれバ波流

も波羅も同じ事なるなり神賀詞に眞蘊此乃大御鏡乃面乎意志波志天見行事能己登久と有も鏡の隈なしき所無を云るにて皆同言なり所以に後の事ながら天智天皇を天命開別（アメミコトヒラカスワケノ）天皇と称奉るも此天原を以て（称）申し天武天皇を天渟中（ヌナ）原瀛眞人天皇と称奉る天（アメノ）中を以称申し（せるにて渟ハ廣野の野に同）持統天皇を高天原廣野姫天皇と称奉るハ申すも迄も無く高天原と云るなり當時の人し漢意佛意なるも多在りしかども然すがに古言を失ざりし故に如此も祥いしき御名を称奉れるが今此の證に引く事と成れるも亦妙なる事なり又猶祈年祭詞神賀詞に

どふ說るをも見合す可し然れバ記傳ふ原とハ廣く平ふる處を云ふ海原野原河原葦原ふどの如し万葉ふハ國原とも有り斯れバ天をも天原とハ云ふりとも有ハ然る言ふがし猶末ふて其元ハ天の押開けるより云称ふる事上ふ云るが如し万葉廿ふ安麻乎夫称波良く尓宇佐延と有ハふ艇の散見せるを詠るふれども洋中の開ゞ在ふる状を云て此ふ同じ又曇ふ對へて晴て云ひ遠き事を遥と云も此より轉れるふり文選ふ陸ゞ離れと有を註ふ分散也と見え俗ふ雨の下るを擲ゞくと云ひ涙の垂るふ灑ゞ然と書ふども廣く引分れたる倭原字ハ因字書ふ廣平之野曰原と見え左傳註ふ土地寬博而平因正名之曰原と見えたれども高天原の原ふも正しく叶へりとも見えず然して天中ふ一物成り其相判れて天日の天中ふして其眞中央と云所ふ立有しが是即天の眞堰とも云べき所ふるが故ふ打任せて高天原と云ハ天日を云事と成れり右の細書ふ引る四神

△倭又御紀ふ天上と有ハ何れも天原と訓べき事下ふ注せり

出生章ふ天照太神者可以治高天原と見えたる是ふり天御中主尊の隱身ふ坐も亦是ふり高皇産靈尊神皇産靈尊ハ天ニ上ふ坐し八百萬神の神集ひ坐ハ天安河原及天高市ふる事古傳ふ所見て明しけし祝詞ふ高天原ふ神留坐と云ハ此天日ふ係て云事講義ふ云るが如し天ニ上の事ハ中臣壽詞考ふ委しく註せりき若て其天日より別れて別天ハ立り天底と云る是ふり日之少宮ハ甚其最上ふ在り謂ゆる天極紫微宮ふるが其別天ふ散在ける恒星ハしも剛健ふる水氣の中ふ火氣の凝塊れるが水氣ふ押れて火氣の圏ふりたる耳こそ有けれ殊ふ一の世界と云ふハ非ずして

別天は唯日天を圍める垣の如き者なり所以に祝詞
には天能壁立極と見えたる事傳三天地未剖條天先成條に云
るが如し其樞軸と有る日之少宮耳は別天神の幽都
なる可き事瑞珠盟約章に伊弉諾尊功既至矣德亦大
矣於是登天報命仍留宅於日之少宮矣と有は日天に
非る事其上下の文を見ても知るべし事なり此も亦高
天原なる事古書に往々見えたるが如し神賀詞に高天能神王高御
御魂神魂命と見え古事記に於高天原者神産巣日御
祖命之登陀琉如天之御巣と有る御巣は御舍なれども
も日隅と通ひて幽都の名なる事知らる西蕃にても
此を大一と云て天日にも天極にも通はし云て我が
古傳の
如し
又虛空をも高天原と云り八洲起元章に伊弉

諸尊伊弉冉尊立於天浮橋之上て有を第二ノ一書に立
于天霧之中と云は謂ゆる空氣を云るが第三ノ一書に
至ては坐于高天原と有る是なり祝詞に下津石根に
宮柱太敷立氐高天原に千木高知氐と云が多く大殿
祭詞には高天原波青雲乃靄久極美なで有は廣く大
虛空を云る者なり然れば高天原とは右の三を云ふ
事には在れども此と局れる事なく天日をも天底を
も天雨郭をも合せて廣く大朴に云る者なりけるが此
世の始に高天原と云は天日も天底も天雨郭も未定
ざる時にて（其等を摠ね混りて）天中と云るを又高天原と云事には成れ

りし者なりけり猶大祓詞講義に高天原の事を云るを合せ見る可し但彼ハ唯彼の文の次第に依て説るなれバ世の始の事を云も猶麁略なるなり此と彼と互ひに見合せて明しめむにハ如ざるなり○所生を阿禮麻須と訓て正書に神聖生其中の生と同訓なり太神宮月次神嘗等祭詞に阿禮坐皇子等乎毛恵給比とハ皇子等の生坐る事なり万葉六四十四丁に八千年尓安禮衝之乍天下所知食跡と有ハ御子等の生継す由なり同三三十七丁に久堅之天原従生来神之命と詠るハ大伴の遠祖神の天に生坐て此國に降しせる故に生来とハ云なり此等ハ阿禮の例なり猶外にも多在り同じ事なるべし万葉一に藤原之大宮都可倍安禮衝武處女之友者乏吉呂賀聞と有ハ生

継ハ宮仕に参侍に事を云なり類聚國史に天長八年十二月晢賀茂齋内親王其辞曰云々皇大神乃阿禮乎止賣尓云々時子女王乎卜定弖進狀乎云々又清和天皇実録に貞観十九年二月齋王卜定の告文にも敦子内親王乎阿禮乎度女尓進狀乎云々と有などもその晢るゝ仕奉らせ給ふ事を云て右の万葉一なるに同じきなり偖其阿禮ハ顕にて人などの生るゝを然云も其意同じ此三柱神等ハ実に其始有る事無して第三一書に始有神人焉と見えたるが如く素より高天原に神積り坐し大神等に坐るが此ハ天地の始を云所なるが故に其時運を云を以て所生とこそハ傳へたりけれ如何なる遠く邈なる大古より坐りけむ伺知奉る可に非ねども唯其大神等に成れりし天地の始を云

故に此を其神の顕れ坐し時とは成せる者にて古事記（御天降段）に猿田毘古神の天之八衢に出迎奉らしことを天宇受賣命の其に行向はして其消息を見認給ひし事（に就て此猿田毘古大神者）専所顕申之汝送奉と詔ひ又（朝倉宮段）に天皇葛城山に御狩立しし時に一言主神の出御在して共に御狩為給へる事を記して其終に故是一言主之大神者彼時所顕也と有る此猿田毘古神も一言主神も本より成て御在しし神にはせでも此顕れ給ふ時迄には別に事無故に出坐（ゐにて本より）（ぬにところ）無りし神の顕れ給ふに（成出り）は非るを以て（此の）所生の事をも曉る可き者なりけり此の

三柱神などは次々に物に因て成坐る神等又御腹より生給る神等の列とは遥に事替りたる事なれば等し並に説べき那理麻世流とも訓べし正書に生一物第二一書に生物此（第三一書）に有倶生之神第五一書に天地未生之時云々生一物第六一書に有生於空中などと有る生を有とも在とも作り第一一書に一物在於虚中第六一書に有物など有は外には生とも書る所なるを通はせ用ひたるは此の所生に阿禮と那理と二の訓有が如し古事記には此の事を於高天原成神名々所見たるを思ふ可し（但那流は尓有〔在〕流の切れるなりと云れども其は上より續き来る時こそ）有けれ言の上より成某と云下にたるを尓在某と云べらしねが近き語と心得て宜しけむ辟言は主は能字

斯の切れるも有れども上より言下せる(辭)ふ能字斯其とハ云れぬが如し那理ハ那理阿禮ハ阿禮ふて別ふるを思ふ可し那理(流)ハ物も事も成就ふ由ふり古事記ふ吾身者成々而不成合處一處在とも我身者成々而成餘處一處在とも有ハ頭成り手足成り足成る意ふて終て(ハテ)身體の足整ふ事ふり宝劔出現草(章)第六ノ一書ふ嘗大己貴命謂少彦(名)命曰吾等所造之國豈謂善成之乎少彦名命對曰或有所成或有不成と有を合せて成ハ物の足整ふ事ぞと云を曉る可し古事記の其段ふも能治我前者吾能共與相作成若不然者國難成ふど作成と續けるを思ふ可し但此等ハ記傳ふ作事の成終るを云と云れども那流と云時ハ同じ例ふり記傳三丁六ふ那流ハ無りし物の生出るを云ふ

神の生(成)坐と云ハ其意ふり」と云れたる一通りハ然る言ふがらし無りし物の生出るふハ有べらあず有る物の頭(成)るふり(を云ふり大祓詞ふ國中尓成出武天之益人等と有も顯れ出る由ふる)譬へバ人の子を産事を成(ナス)と云も其ハ父母ふ在し物の頭(成)るゝふれ(ふ同じくして)バ天地ふ神の成坐るを云も天中ふ在し神の天地ふ因て大神と成顯れ給へるを云ふれバ那流とハ物の成整へる由ふり人の産業を万葉ふ那理と有も生出し身ふ屬たる事を成し整ふるを云り然れバ此物の變りて彼物ふ化も又作事の成終るも草木ふ実の生るを云も皆同じ條の語共ふり然れバ三柱神の此ふ始て成出坐りとふハ非ず本より天中ふ成坐せりし神ふハ坐せども天地

△爲(ナリ)とハ爲(ナ)りなる狀を云其ハ常に爲(ナリ)狀(カタチ)て云も爲りたる形狀て云事又物の形を那理と云も同意にて名と云も本其物の有る形なり譬へバ筆の形(ナリ)ハ文を書手なる由の名硯ハ墨を摩る由の名なるが如し萬の物の名皆然り人名も其ハ有る形に依て負たる者なりて有ハ記傳卅九巻この下に云れさる說

の成れる時を世の始に取て那理麻世流とこそハ云
れ実にハ如何に久しき大古より在しけむ其始ハ無
き物なし然ハ云るなり其より後に神も人も成出たりと雖も其ハ又石の三柱の
産靈に資て出来る物にて無かりし物の始て出来る
ならねバ此を以て成ハ成整ふ義なる事を知べし
○神名の神の義ハ上傳三神聖條に出たり名ハ成にて人
の營爲を那理波比と云が如し物を成に依て名有り
事の無爲(ナカリ)し始に其名と指し又號く可からぬを思ふ
可し然れバ那須ハ名爲(ナス)にて名有る物事を行ふを云
ひ那流ハ名有(ナル)にて其行事に號し可き事有を云なり
鈴屋大人の名と云（に本の意なり）ハ爲の意なる（なりΔ）由に云れたるが天（ろ飾りに珍らしき仕に大書にして引り此）

△名に名の本の意を爲(ナリ)なりと云れたるハ然る言にて古事記に須佐之男大神の大穴牟遅神を呼ひて意礼爲大國主神亦爲宇都志國玉神と詔給へるハ其神の爲給ふ可き職を賜へ聞るにて即名を賜ふ事あるが其爲(ナリ)字正しく名の義に當れる事傳二十三二丁三百に註るが如し又其ハ所にも引る

地の内に又比類有まじき說なりける（其ハ△）高橋氏文なる
景行天皇の大御言に大倭國者以行事(ナスワザ)負名國也と宣
給へりし其行事とハ鏡を造れ(しせ)バ鏡作神と名に負ひ
玉を造る事を始給へハ玉祖命なで名に負ひて子孫
の八十連聯迄も其業を代々負持て仕奉るが故に鏡
作連玉祖連なるが故に其職掌(ナスワザ)を以て家の名と爲る
なり然れども其子孫の代々を經る中に何時も鏡作
連玉祖連にてハ世代を分別べからざるを以て鏡作
連某玉祖連某と又其人々の祖名の上に其人々の行事(ナスワザ)
を以て目易く何とか誰とか名を負持つ事なる故に

右の鏡作玉祖などハ氏と云物と成て何又誰ハ名と
ぞ成れりける 此ハ名と云事の起元より其沿革をも
云るなるが後にハ其鏡作連玉祖連な
での下に附る名をも思ひてゝに其行事ならぬ事を
以て物為る事に成て其神代の本意を失ふ事に成れ
りしハ外国に交
こしれたるなり所以に大殿祭詞に大宮賣命登御名
乎申事波と云て其より大宮を守奉り給ふ其行事を
列ぬ舉て終に云と令仕奉坐尓依氐大宮賣命止御名
乎稱辭竟奉久登申と結へるも其大宮賣命と御名に負
せる所由を說るが如き者なり又御門祭詞に櫛磐牖
豊磐牖命登御名乎申事波と云て其より御門を守奉
り給ふ其行事を列ぬ舉て終に云と令奉仕賜故尓豊
磐牖命櫛磐牖命登御名乎稱辭竟奉久登白て結べるも
亦右の例なり此を以て右の大倭國者以行事負名國
也とて有る大御言の正しきを思ふ可し 此外にも大忌祭詞に廣瀬能
川合尓稱辭竟奉流皇神能御名乎白久御膳持須流若
宇(賀)加能賣能命登御名者白氐と有も右に同じくし
て御膳を持せる若宇加能賣と申すハ其行事なり御
名なる故に然言るなり祈年祭詞に大御巫能辭竟奉
皇神等能前尓白久神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮
乃賣大御膳都神辭代主登御名者白氐云〻て有も神
魂と申し高御魂と申すが其行事を以て名に負坐る
なるが故に別に事を云ざるなり座摩生島などの詞
にも右の例なり御縣山口水分等詞にハ地名を舉て其
に御名者白氐と有も其地ハ其神のト居る所にて其
處にて神の行事有が故
に云るにて上に異ならず又其住着る地を鄕と云り其
ハ國土ハ神の成し給へるを人の住着て成す者なれ

△八洲起元章第一
一書曰汝往須之の下
に古事記の修理固
成是多陀用幣流
之国と有る文を引
て委しく說るが如
く

根

△書推古天皇七年御紀に地動舎屋悉破則令四方俾祭地震神と有り此

△又本草和名に鉄和名奈末利と有ハ地餘と云事にて地中より出る由なる可し金を加根と云ハ地の義なるが若クハ堅地にても有べし

バなり其大名持命と申すも國土を經營り成て持ち坐る由にて少名御神の名も此に同じ但此大少ハ皇國を大て云ひ外國ハ其始に粟島とも云て小島なるに依て少と云る者なり地震を武烈天皇御紀に那為と見えたる那ハ地為ハ潮の佐和久を佐為と云に為に同じく動き震る事なり又産土を宇夫須那と云ハ産為地の義なり此等の名ハ何れも地を云事なるが此亦上に說る如く名と云ハ成の意なる事今世も然り大名小名などと云を今ハ字音に唱ふる事なれども其にてハ義を成さず大に地を持てるを大名と云ひ

△靈異記に不能營農今解産業と有る産業を奈利波比と訓せれるも亦右の例の如し又收家營造産業とも見ゆ委しくハ傳十四巻百八十二丁二十三巻二百七十六丁に云べし

小さく地を下居るをも小名など云りけむ事一村の長たる者を名主と云を以知べし此に就て思ふに産業ハしも土地に物を生する農作に起れる名なる可し俗に士農工商などゝ云て其を四民と云る民ハ田身にて農を本と為る名称なる事百姓を大御宝と云にハ田族にて田に預る者と云義なるにて暁る可し万葉五に比佐迦多能阿麻遅波等保斯奈保奈保尓伊弊尓可弊利提奈利乎斯麻佐尓と有ハ天路ハ遠し國に在てハ奈利と云事有り此國に住む限の人ハ成さでハ得有ぬ事なれバ其を成し坐ぬとなり此も天を云るに對て思ふに地の事なれバ奈利ハ農作を云と聞ゆ十八に萬調麻都流都加佐等都久里多流曽能奈里波比乎と有ハ正しく農作の事なり然れバ那理波比ハ農作に起れるが外の産業の事にも及べるなり又生毛を那理毛と訓るも草ハ地の毛なればなり又土毛とも云を以知べし又別業を那理所と云も田園などに設たりし故に然ハ云なる可し其ハ祈年祭詞に御縣に坐皇神等

前尓白久高市葛木十市志貴山邊曽布登御名者白氐て其地名を以て御名と申す事ハしも其地の御縣と成れるに就て高市御縣坐神社葛木御縣坐神社と祀りせ給ふ故に地名が即神名なるにて御縣に生出る菜蔬の事を其地に依て成給ふが故の事なるなり次なる山口神水分神なども右の例なり但其地を祭るに非ず其地に行事御在し坐す神を祭れるなり（此等の事共云以て行けバ大名持少名御神などの名と同じくして異くざるなり）然れバ右の鏡作神玉祖命など申すハ事に依て御名に負せるなり大名持命少名御神など申すハ物に依て御名に負坐るなり右の如く事と物と二の差有が如くなれども事ハ物の用なり物ハ事の體にして二ながら相離れざる者なり又其鏡作連玉祖連などハ事に就たる職号なるに對ひて古に伊勢朝臣出雲國造など云ハ物に就たる職号なる事云も更なれども其國を以て名に負るハ農桑（ナリハヒ）を勸め人民を治むるなれバ此亦右の行事を以て名に負るにて歸（ツヽ）り皆同じく一致なり但人の形貌に依て御名に負坐る有り應神天皇御紀に天皇の生坐し事を完生腕上其形如鞆是肖皇太后爲雄裝之負鞆故稱其名謂譽田天皇と見え古事記柴垣宮段に御歯長一寸廣二分上下等齊既如貫珠と有ハ瑞歯別天皇と申す御名の起る由縁なり此等を名と云ハ右に行事と云るに合ハぬが如くなれども然して其ハ其御

身の成れる状に依て圓坐るにれバ同事なり又由縁
に依て御名を成れるハ天孫降臨章第二ノ一書に焔初
起時共生兒號火酸芹命次火盛時生兒號火明命云々
と有る其火を以室を焚ハ母神の行事に依り其初と
盛の成行に依て御名と成れる者然れバ天皇の御事
にて此等の類猶多かるも皆同じ
を神代より皇御孫命尊でも天皇とも現御神止大八島
國所知食須天皇命とも大倭根子天皇などゝも申奉る
ハ天地と共に無窮き天皇の大御名にて右の鏡作連玉祖連などの如し
其にても御世継を別奉り難き故に譬へバ大日本根
子彥太瓊天皇大日本根子彥國牽天皇など称奉るハ
鏡作連某玉祖連某と云に當る可し記傳三十九十三丁
に引れたる續紀第十七詔に進波氏掛畏天皇大御名乎

受賜利退波氏婆々大御祖乃御名乎蒙之食國天下乎婆撫
賜惠賜夫云々男能未父名員氏女波伊波禮奴物尓阿禮
夜立雙仕奉自理在止云々此ハ天津日嗣所知看す御
職業を天皇の大御名又婆々ハ母にて後宮の御政を
御母の御名と詔へり次に父名員氏と有も父の職業
を兼継を云りしと有ハ実に珍らしき説なり神武天皇元年御紀
天皇即帝位於橿原宮是歳爲天皇元年と先に地詞を
云て後に故古語称之曰於畝火之橿原也太立宮柱於
底磐之根峻峙搏風於高天之原而始馭天下之天皇號
曰神日本磐余彥火々出見天皇焉と有ハ始て天下を
馭め給ひし故に御名の外に又始馭天下之天皇と称
申せるにて崇神天皇十二年御紀に又其天皇をも故称謂御肇
國天皇也と有も同じ事にて其行給ふ
事に依て大御名と成れる事右に等し斯れバ名と云

ハ行事の有る狀ふ因て定まれる者ふ〻て右ふも云
如く鏡作神の裔ハ鏡作連と成り玉祖命の裔ハ玉祖
命〔連と〕ハ成て代〻其職業ふ仕奉れり〻〔事〕ハ記傳ふ其職
即其家の名ふる故ふ(即)其職業を指ても名〻云り〻〻
有が如くふり其を子孫ふ傳ふるを祖名と云り万葉
十八二十一丁ふ文〔丈〕夫乃伎欲吉彼名乎伊尓之敝欲伊麻乃
乎追通尓奈我佐倍敝流於夜能子等毛曽云〻人祖乃
立流辞立人子者祖名不絶大君尓麻都呂布物能等伊
比都雅流許等能都加佐曽と有る辞立ハ先祖よりの
申立ふて祖名ハ其家ふ傳ふる職を云ひ都加佐ハ今

も称ることを云ふり又二十三丁ふ毛能乃敷能夜蘇等母能乎
毛於能我於敝流於能我名〻負大王乃麻氣能麻久麻
久云〻可久之許曾都可倍麻都良米と有る於能我名
〻負ハ各〻の職〻ふ負持て仕奉れる事を云ふり但名
〻負ハ本ふ名負名負と有を記傳ふ誤て引れたるふ
依れり名〻ハ古事記遠飛鳥宮段ふ天下氏〻名〻人
等之氏姓と有り序ふ思出たる事有り予が淡路國ふ
とふてハ一村をも墾開たる者を名主と云ひ又田を
始て墾れる者の名を其田ふ負せて此を名田と云ひ
其名負の者の子孫ふ〻て其を持つを名負と云り此
ハ此の職ふでこハ異ふれども名負と云事の證ふハ
成べき者ふり凡て田舎ふハ斯る古言も多く傳れる
者多り又廿五丁ふ都可倍久流於夜能都可佐等許等太
弖〻佐豆氣多麻敝流云〻安多良之伎吉用吉曾乃名

曾云〻於夜乃名多都奈と有ハ右の十八巻ふるふ同じ記傳ふ此歌共を引て此等皆先祖より兼嗣来る家の職業を名て云り」と有ハ然る事ふり續紀(第廿五詔ふ「先祖乃大臣止之天仕奉之位名乎継止念天云〻先祖乃名乎興継比呂米武止不念阿流方不在と有ハ右の例共とハ違ひて位名ハ其位階て職掌を云るが此ハ世こ同じ状ふも有ましき物ふがら先祖ふ係て其家ふ詔へるふり但右の例共ふ職掌を名て云事猶古意の存れりし者ふりけり(但此ハ思ひえず長こ說言ハ物為たり然れでも予が心ふハ猶云ひても言足ハぬ心ちの為るハ例の屑〻しき心僻ふるふや猶傳三國常立尊の下ふも且て云る者ふり)

右の如くふて我古の大御手振ハしも大御命ふ大倭國者以行事負名國也と詔ひ顯ハし給へる如くふりしかバ今しも天地の元始(の形象)を知り神祇の靈威の較略を明ふめむ事ハしも神名ふ依より外無りけり所以ふ予が古傳を說事ハ専神名ふハ殊ふ力を入れて事実の傳ハ其次ふ置く事ふり然るハ神名ハ其神の行事の著明き形状を以て御身自ふ負坐る耳ふらず誰が號け奉るふも鏡を作らせれバ鏡作神玉を作る祖と坐せバ玉祖命ふて彼此の異義ハしも非るを事実の傳も其と同じき物ながら遠き天地を造

化(ナ)し給ふ神てより天語り國語りに語り傳させ給ふに
天地の初の狀ハ如此も有けり一物の成れる象ハ然
ころ有しかと其兼る神等の熟に得曉り易かる可く
譬ふでを設るにも或ハ如雛子て教給ひ或ハ如浮膏
とも論(諭)し給へる故に同じ一事ふるも別事の如くに
も聞え又口てに相傳ふる内にハ其と此てを混(コロ)かし
又文字に書記すにハ此彼の取捨(エラビ)ふでも有つる狀ふ
れバ神名の異義無にハ如(シカ)ざるふり此を以て神名を
本に立て事実ハ其徵文ふる心掟ふり必神名ふどを遙に神代を過
して後より称へ號け奉る者て思ふ可からず其心の
清く成ざかむ限ハ神代の事実を窺奉る事を得くじ

○天御中主尊ハ天の壁立つ極みて青雲の棚曳く限り
を混(ツ)かして其天中(ミナカ)を成し給ひ有ち給ふ主宰と坐す
大御神にて世に神ハしも多く坐せども悉皆
此神の御靈を得て成出坐(ツ)ハれバ其八百萬千萬神と
分り坐て立給ふ神功も何も(云以て行けバ)此神の御德に依(ヨ)れる者
ふり其ハ此一柱の御靈を高皇産靈尊神皇産靈尊と
二神に別て(産靈の神功を令立給ふが故に其御德大に坐して此)其二柱ハ天地にも神祇にも祖神たる事
下に云を見て知べし先此事を心にして然して此傳
を明しむ可きふり斷計り尊し
ても高しても世中に此無き大御神に坐ふるに世に
祭奉る御社ふでの事の聞えぬハ此大御神の神功ハ
右の二柱神をかして令此大御神名に天て負坐る事ハし
立給へるが故ふり

も此天地の出来れる後より称奉れるふハ非ず此神
等の成坐し高天原とも天中とも云りる即大虛空ふ
る事上ふ說るを見て知べし未一物も非りける大古
ふれバ〻天地日月星辰も何も有事無くして唯ゞ空しき大
虛ふハ有れども其〻天地日月星辰と成べき精を收めて其
質ハ氣の足ハひ滿て有しふり若て二柱產靈神の靈
威ふ資て氣中ふ其精の聚ゥり圜りて一物と成り
天地日月星辰の出來れるふ依て恒天を云と日天を
云と虛空のを云と三ふがしふ又天と云称こるハ有けれ
其ハ此地上より然〻差別を立云る耳ふて高天原より云ふ時ハ

右の大地日月星辰の文有る耳ふして古も今も昬り
無き天ふして即高天原又天中ふ子る者ふりけし然れバ此
大御神の御名ふ負する天ハしも世中の有の限りを
盡し究めたる天ふれバ大ふりとも廣しとも言も意
も及ぶ可らざ
る事如此きふり御ハ此ふ皇産靈此云美武須毘て有
ふ美ふ同じきゥ彼ふハ皇字を美て訓せ此ふハ御字
を美て訓せたるを記傳三九丁ふ〻御中ハ眞中と云むが如し凡
て眞と御てハ本通ふ辭ふるを良後ふハ分て御ハ尊
む方眞ハ美稱ると甚しく云て全き事とふ用ふ」と云
れたると合せて御と皇て眞と三共ふ美の言ふ正し
く當れるふ依て此の御中も其例ふ說べきが如く所

今正書に精妙之合摶易と有る其に因准て

思ゆれとも其尊む方も美稱るも甚しく云も全きに云も其ハ中てに末にして本意ハ謂ゆる精と云物の称にて天地萬物を造成し給ふ物実になむ有ける所以に姑く御に精字を用ひて其義を説べし易に精氣爲物游魂爲變と云ひ管子に凡人之生也天出其精地出其形合此以爲人と云ひ列子に精神者天之分骨骸者地之分など云り又天に云るハ説文に萬物之精上爲列星と見え春秋説題辞に陽精爲日日分爲星なども見えたり莊子刻意注に精者物之眞也と云ひ字典に引增韻凡物之純至者皆曰精と云ひ又精細也密也粹也潔也とも云り偖其精ハ天中にも聚る物にして彼一物と成り分れて天地と成り天地の成就て後にハ聚りて萬物と成り分散て元の精に復れる物にて天地の元萬物の始諸神の祖産靈の靈物是なり然れバ精ハ天中に充塞れる氣中に含藏る水火の精神にして大に聚りて土と成り又土より生て萬物と成れる皆同物なる事疑ひ無けむ者ぞかし天中の至虚にして至実なるハ此精の氣と共に大に聚がり圍在るが故なり然れハ天ハ唯氣耳なりと云ふでハ猶未盡さゞる者なり氣ハ精の舍にして精ハ氣の純粹なる物なる事此に至る迄條て云るが如し其精の形状ハしも微細にして見え難しと雖も此を推に正書に渾沌如雞子と有ハ惣天にして謂ゆる高天原の形象なり若て其天中に一物の生れる此亦右の渾沌如雞子と云ふ狀貌なりし事上に

云るが如し而して其一物と成れる物実の天中に渾
沌たる謂ゆる精と云物の形狀も亦雛子の如くなり
しなり其ハ何を以云ぞならバ譬へバ稜角有て自生（丸）
る物ハ幾箇に碎ても稜角有り圓體にして自生れる
物ハ幾箇に割ても圓體なる如く稀微に為ヿと雖も
自然に其性を亡ハざるハ元来稜角の質聚りて稜角
の物と成り圓體なる質凝て圓體の物と成れるが故
に其性を存てるなり然れバ此渾沌如雛子を以て稀
微なる精の物実を知べく又其一物と成れる形貌を
思ふ可く又其天中の至に大きく至に廣くして涯際

を極む可らざる其極ミをも思及ぞして曉得べく
なむ有ける。但此ハ餘に言痛く云過したる説にて大
らかなる神代の傳説の注釋めかしくも
非ずとや人ハ思ふらむなれども假令古人に然る似
着ハしき説の聞えざれバとて眼前に其道理なる事
を猜きて如何にも説曲べきならねバ今ハ唯皇神等
の御質しに依より外ハ非じと思定めて云物ぞ傳三
天地未剖より如雛子と云に至る迄に
委しく云れバ今此にハ唯大丸を説り然れバ美を御
字に當て物を尊む方に云事と成れりしも石の如く
にて精ハ天地萬物の物実なりけれバ世に此に亞て
尊き物非るが故に物を尊むと云も其對ふ方に比較
ぶ可らざる所有を以なり又眞の美物て云と甚し
く云と全き事に用ふるも皆同じ事なり美を麻と云

ハ體を常に美と云を皇御孫尊と申し儀式に御體を辭曰於保美麻と有ハ皇御身尊大御體なるを以知べし記傳三に古言の遺れるハ猶通ハして眞熊野とも三熊野とも云る類多く又眞と云べきを御と云るも御空御雪御路など多かりと云れたる是なり又眞を轉してもとも云り最上最中など云る類亦多在り中ハ長と同じく通ふ言に物を有る限を云なり借那迦ハ名所に物有り事有る所の義なり迦ハ在處住處などの迦に同じ又那に成の義有る由己に神名の下に云ひ又那に伸出る意も有に就て思ふに此高天原の極り無き處なるも此大御神の排開かし伸出して此世と成し給へるなる可ければ其中央と云邊より開き伸て此天中とハ成し給へるに起れる言とぞ所思えたる△但名所にても成處にても伸所にても迦の義ハ同じきなり又那迦と云語にて成てハ那賀とハ清濁の差有と雖も神功皇后御紀に見えたる地名の大津渟中倉長峡ハ渟中倉ハ野長谷ならむと思え天武天皇御紀の息長横川を後の歌に息中川と詠るも誤れるにハ非ず語の通ふ故なり物の長きを云も其端方に遠くして中と云べき所の大なるなり然れバ長久長志長伎など云に中の言に辭の从ハれるなど有ける因に云短ハ身退と云事借中ハ名所にて其中の実なる所の退くなるを思へ

又成處と云意なりと云ふ所由ハしも天御中主尊天中を排開かし坐て其を天の壁立極と成て其裏方を天地の底方の内と成し給ひて此を世の限と立定め給へれバ此外に又物有る事無く物無れバ成す事無

△中央を眞ハ中と云ハ更なり大同類聚方一に奈伽妳と云語の有ハ眞中を倒叉せる者なり

△れり継體天皇御紀ふ中此云那とも有

く成す事無れバ又名有る事無き理ふるを此天中ハ
しも物有り成事有り又名有ば(て)世界ふる故ふ名所と
云ても成處と云ても同じ義ふる者ふり所以ふ彼神(見)
功皇后御紀の大津渟中倉之長峽を摂津風土記ふハ
沼名椋之長岡之前と作き渟中倉太珠敷天皇を古事
記ふハ沼名倉太玉數命と作れ天渟中原瀛眞人天皇
の中をも古く那と訓来れるハ中ハ名で(所ふり)云説も當時
ふ在しふりけり子華子ふ天地之大數莫過乎五莫中
乎五五居中宮以制万品沖氣之守也神(郷音之)
中之所以起也中之所以止也亀筮之所以靈也
所以豊融也通乎此則條達而無礙者矣と天地の數を
究盡して五と云ひ其五の所在を中と云ひ其中ふ起
と云ひ止と云るハ予が意ふ合へる者ふり又曰五居

中宮數之所由成一縦一横數之所由成とも有り此ふ
就て思ふふ中字ハ○ふ〡を貫て出来たる會意の字
ふる可し若て○ハ天の圜在たる象形ふハ說文ふ上
下通也と有れバ大一の上昇下降して其德の天地の
外ふ及至る意を以て中と如此く作れるふる可し此
ふ横ふ一を加へて中ふ作れバ神の本字ふる事已ふ
傳三天地未剖條及神聖生其中條の下ふ云り斯在ハ天御中とハ天之精成
處と云事ふて唯天の中央ふ當る一處を云ふろず悉
くふ此世の限りを混うしたる称ふり然れども其中
の起る所ふして其中の止まる處ハ後ふ天日の成れ
りし其所在ふる事云も更ふり若て日神との成坐て高
天原を所知食し間より日神ハ此神の頭身とも申す
可く此神ハ日神の隱身とも申す可くして此二柱の

差別の分難き事彼太神宮祈年祭詞に見えたるが如し（諸又傳三天地未剖條にも云る）神随と云ひ神道と云ハ此神に起れる事なるを神武天皇御紀に天道とを詔ひて日神に係させ給へる大御言の有を思ふ可し此二柱の御徳を合せ御在し坐すハ妙に奇しき神事の有る旨ハしも此に悉く盡す可くも非ざれハ四神出生章に就て云べし主ハ成為ふる可き由（事）上（豊國野尊條）に云る如く物を成為りて其物に主宰たる由なり記傳三（九丁）に主ハ大人と同言にて能宇斯の切れるなりと云れたるハ然る事なるが能宇斯の切まりて奴斯とも成り又奴斯より切まりて奴とも成れにても熟思ふに猶然る可らずなむ所思えたる其

萬葉三に山守を山主とも作き罪玉主尓珠者授而と有る主ノ字を母理と訓るをも又思ふ可し又人を敬ひて奴斯と云事空穗藤原君巻又新猿樂記に見えたり

ハ能宇斯より切まりて奴斯と云ハ猶長の義にして其部の首と云意味有り（宇斯ハ傳十二百三十三丁に註せる如く）天孫降臨章第二ノ一書に齋主神號齋之大人と有ふでハ齋之長者と云義なり此とハ異りて奴と切まる奴斯ハ成為にて行事を以て其に主宰たる義にて能宇斯より切まれるも奴より延たるも奴斯の物に主宰たる意ハ大凡同じき物から言の初に置て主と云ふ事常なるを其を悉く能宇斯の切れるとハ云べからぬ者なり（能宇斯と奴斯との事ハ記傳に云れたる甚委しけれバ其に従ふ可き事本よりなれども今ハ主と云語の條異にして別に在を知せむとて云事なり）又此神に亦御名御在せり延暦奏上の紀伊國丹生都

姫神記に始祖天魂命として高皇産霊尊（御魂命）神皇産霊尊（魂命など）
より前に出たるハ何れの神か有む決く此天御中主尊の
亦御名なる事申すも更なり斯れバ阿麻（天魂ハ）美武須毘と訓
奉る可きなり古事記國生段に於是天神諸命以云々
と有る天神諸とハ皇産霊神二柱耳とハ聞えず又記傳
にハ五柱ノ天神なりと云れされども序に乾坤初分参
神為造化之首と見えたれバ此神と共に三柱（にして）を造化
の首を為給ふ趣に聞ゆれバ其無為なるハ却りて此
神の造化の首を為給へるなる有ける然れバ此神の行事ハ幽にて
其顕ハなる行事ハ二柱神に立る所由とぞ見えたる然れバ天魂命と称奉るハ

高木ハ高気（城）の義なる ふるふり下に高産の事を云るを思合す可し

高天原を産霊て成給へる義の御名にして天御中主
尊と申奉るに能相協へる亦御名なり餘りに珍奇し
き御名の世に埋れ給ハむ事の可惜しくて此に因に
擧奉る者なり美武須毘の事ハ次に説べきなり但阿麻ハ
常に阿米と云格なるを今阿麻と訓奉るハ神皇産霊
尊の迦微を迦牟と申し津速魂尊の速（やハ）上に説る如
く生（おふ）るを波夜と申す例に倣へるなり其ハ如此く
能の辞無くして續く語ハしも下の意重が故に上の
語の轉れる者なり○高皇産霊尊神皇産霊尊ハ天御中主尊の
混成る神徳を別て陰陽の元始の大御神等に坐事傳
三（陰陽不分條）に云るが如し先其高皇産霊尊ハ古事記に
高御産巣日神に作り亦御名を高木神とも記されたり。

△貞觀十八年八月二日下に

り記傳三十二丁に引れたる古語拾遺に高皇産靈神〈古語多賀美武須比〉姓氏録には天高御魂乃命とも高御牟須比乃命とも高皇産靈命とも高媚牟須比命とも高御魂命とも高魂命とも種々に作き祝詞式には〈神魂〉高御魂命〈と並擧げ〉神名式には〈神産日神〉高御産日神と〈又共に〉記され山城風土記には〈久世郡水渡社名〉天照高弥牟須比命〈云て〉と出三代実録には薦枕高御産栖日神と出たるなどは亦御名の例なり〈上田百樹が奇異大本圖考に神名式河内国高安郡天照大神高座神社二座て有る高座神は此神なる可しと云るは然る言なり尾張國愛市郡高座結御子神社と申も有を思ふに高座結神とも申せるなり又三代実録に△近江国〈正六位上〉天高魂神〈從五位下〉とも見えたり右の天照高弥牟須比命と上に天照と冠て申すは天照太神の磐窟隠の時に功用有しに依て称奉れる事

なり〈宝鏡開始章第一ノ一書に其御名の出たる下に云べし〉高は足氣にて天中に充塞れる氣の伸ひ進みて足滿る義なり然るは天中は琬の如く氣は水の如し彼渾沌如雞子と云も天中に此氣の滿足へるが故に圓在て有を知べし雄略天皇二十二年御紀に水江浦嶋子乗舟而釣遂得大亀便化為女於是浦嶋子感(タケリテ)以為婦と有て感を多祁理と訓せたるは其女に見感(ミテ)て情の動き起れるを云ひ俗に陰茎を多祁理て云も其義にて共に氣の伸進むを云ればば此も其例にて有べき事傳三〈陰陽不分條〉に引合せ讀て暁る可し物に猛〈健〉と云も水に沸(タギル)と云も皆此類の語に

るなり古事記に宇土多加禮斗呂〻岐氐と有を此に
膿沸虫流と有て流を多加流と訓せたるも右
に同じ此に為吐て有を記に多具理と作れたる多具
理ハ口氣の外に餘出るなり髪に多具と云い縄に多
具流と云も同じ此を束ぬる事と為るハ非ず又健き
事を多具と云ハ尾張風土記に丹羽郡吾縵郷品津別
皇子生七歳而不語皇后夢有神告曰吾多具國之神名
曰阿麻乃弥加都比女云〻と有ハ禍津日神なるに多
具ハ出雲國島根郡なる多久郷の事にて荒魂の健き
に依れる名なるを知べし磐童が此考を見て万葉十
四に古麻波多具等毛十九に石瀬野尓馬太伎由吉氐
の多具も多吉も健き由なりと云るハ然る言なり
神皇産靈尊ハ古事記にハ神産巣日神に作り又神産
巣日御祖命とも出て高皇産靈尊に相配ひ給へる女
神に御在す事古語拾遺に高皇産靈神を皇親神留伎
命に神皇産靈神を皇親神留弥命に當たる本註(コガキ)有り

又出雲神賀詞に上に高天能神王高御魂神魂命云て
て有て下に於是親神魯伎神魯美乃命宣久て受たる
なで(見えたる)ハ諦しく女神に坐が故なり神名式に出雲國出
此御事傳三十一二十九丁に委しく注す可し
雲郡阿須伎神社の並に同社神魂意保刀自神社と有
も(高御魂神の)后神に坐る謂なり又杵築大社の並に同社神魂伊
能知奴志神社と有ハ大國主神の八十神の為に被殺
坐しを御子神を遣して令作活給へりし意の御名なり
り又水戸家藏異本舊事紀にハ神魂(カミムスビ)祝尊(イハヒノミコト)と有と云り
祝(イハヒ)ハ祈年月次等の其神等に申す詞に皇御孫命御世
乎手長御世登堅磐尓常磐尓齋比奉て有る齋(イハヒ)の義なり

△し記傳ふ古言ふ同音の二重るをバ約て一ふ云例此彼有れバ此も神御も美の重る故ふ多く約て申習へるふり然れバ神の微ふ御ハ具はれり神ノ字迦微と訓べしとて云れたるが如し但月次祭詞ふ神魂高御魂と有を本朝月令ふ引るふハ神御魂と有り此ハ神魂をも迦年美武須毘とも唱たりし故ふ然る本も有しふる可し其ハ如何ふも在れ御

る可し倚古事記ふと右ふ引る書共ふ多く御字無き
ハ迦微武須毘と訓べく此紀の如く皇字の有ふハ迦
年美微武須毘と訓奉る可き事云も更ふり姓氏録ふハ
多く神魂命と有を又神御魂命とも記されたるを以
て御字ハ有も無も然訓べきも有を知べし又神名式ふ出雲国
杵築大社の次ふ同社坐伊能知比賣神社ハ此神ふハ非
じ必彼神を令作治給へる蚶貝比賣蛤貝比賣ふる可
く又伊努神社の並ふ同社神魂伊豆乃賣神社と有る
此も別神ふて天穂日命の后神ふる事慥ふ考得て神
賀詞講義ふ云り
必就て見べし神ハ氣聚ふて常ふ神伊佐奈伎伊佐
奈美乃命神大市比賣命ふでと御名の上ふ冠らせ云
ふ崇辞の神と言ハ同じき物りし大ふ異ふり然るハ

△大同類聚方於保奈牟智命乃美己止爾比登乃美乃奈遠流牟自免波安萬都美他麻美豆保乃計乃不多遁牟加波世云ゝと有る天津御霊ハ此二神ふて其水と火氣と二を交和し給ふ内ふ孕りて有る御霊を云り此即多祁理

迦年斯て結び聚めて一物を相成し生る〇謂なり

男神の方より高と云て進来る氣を女神の方ふ待迎
させ給ひて混和がり給ひて天地萬物を成し給ふ義
ふて傳三二神聖生其中條ふ神ハ感ふりと云るが如く惟神ふ
して其氣の通ひて物を成して其迹ふ所見るゝ謂ふ
り委しくハ其下ふ就て見べし△右ふ引る雄略天皇御
紀ふ感を加麻理ふと傳三ふ引り皇極天皇御紀ふ感を加麻祁ふ用
ひさせ給へる古人の用意を思ふふ浦嶋の子ハ其女ふ
愛て此方より其方ふ心の進む所ふる故ふ多祁理と云ひ鎌子連
のハ輕皇子の所遇を得て心ふ黙止し難き所ふるふ
依て加麻祁氐とハ云ふて此の高と神とハ氣の動靜

古史傳二十三百五丁ニ云るが如し

を云所なるにも右の二を引て能合(カナ)へり風土記及神名式にハ見えざれども出雲國造の新嘗に参向ふ社を神魂社と書て(神魂を)迦毋斯と訓も彼國に傳はる舊訓にて物を煮熟(ニコナ)せる器(の釜)を迦麻と云ひ米と水とを合せて酒に製るを釀と書て迦美とも迦牟とも迦毋須とも訓るも此の感に相近く又物を嚙なども云も同語の例なる者なりけり和名抄麴蘖類に麴朽也欝之使生衣朽敗也和名加無太知と有ハ釀立の義なり右に例して醞に麴を俗に音便に加宇自て云も加無志にて釀実の義なる可し倩ころ此も又右の語の徵て皇産靈此云美武須毘と有ハ美ハ精に成にたれ(天中にて)其多祁理と迦麻久て相成し坐るに資て成れる子

にて混らりて一物と成り別れて天地と成り區分(ワケ)て萬物と成て如此く物の衆多(アマタ)なるも天地と共に生てして少も不息るハ此二柱神等天中に在して其精を産靈ハして天地を養ひ萬物を有(タモ)たせ給ふなり此事己に天御中主尊の傳に云り今此に譬を一思ひ得たり天御中主尊ハ戯場を構造て持てる人の如く此二柱神ハ舞伎の如し戯場ハ其體にれでも此ハ其見物人の為に悦バる者に非ざるが如く天御中主尊の御事ハ餘りに幽玄(カリ)にして其妙なるを人の心も言も及ぬ所に在る事なれでも舞伎の(其事に旨預る)自結しく眼より八舞臺の仕懸などに又及バぬ妙處有が故に其下風(クラジリ)に居て仰ぎ畏まるが如し武須ハ記傳に産巣ハ生(ムス)なり其ハ男子(ムスコ)女子(ムスメ)又苔の牟須又万葉に草武佐受とも有り物の成出るを云なる然

れバ産字ハ正字と見ても可し書紀にも産靈と作れ
又産日とも書る事有ればなり借牟に此字を書ハ宇
牟てふ言なり仁德天皇大御歌に子産を古牟と詠せ
給へり」と有ハ謂れたる言にて産字允に當れり又牟
ハ宇牟と云れたる寔に然る言なり第三ノ一書に可美
て有る傳に委しく云ふを此に見合す可し今も夫婦の始を契を結ぶなど云ひ又繋るなどに結ぶなど云るハ此の宇年より約まれる年とハ異なるが如く見ゆれども夫婦ハ合に一に成る者なり繋ハ結て一に固る者なり共に宇年の義無しとハ云べからざるなり又繋を紲りを宇年と云も同例なり毘ハ記傳に書紀に産靈と書れたる靈字
能當れり凡て物の靈異なるを比と云ふ久志毘の毘

△大同類聚方に保豆祢牟須比阿都兎と續けて物の聚り合ひ結ばるゝを謂なるを曉る可し

も是なり高天原に坐ゝ天照大御神を此地より膽望
奉りて日と申すも天地間に比類も無く最靈異に坐
が故の御名なり」と云れたるハ動くまじき説なるに
就て思ふに久志毘の毘ハ河合を加波比坂合を佐加
比など云ふ合の義なる可く天日を云も正書に精妙
之合摶易も有る如く天中に在ゆる精妙なる物の合
摶ぎて成れる由なる可し若て物ハ孤獨(ヒトリモノ)にてハ奇靈な
る事も何も無を相求め相合たる上にこそ思議る可
からざる事も成就なる者なりけれ△此に合と云ハ男女の相慕ひ磁石の鐵
を吸ふ如く互に相求め合混りて終に其勢力の一
に成て大に奇しく妙なる事有に及ぶを云るなり

記傳ニ産靈てハ凡て物を生成す事の奇靈異なる神
靈を申すなり此外ニ火産靈稚産靈生産日足産日玉
留産日角凝魂など申す御名も有り牟須毘の意皆同
じ倩世中ニ在て有る事ハ此天地を始て萬の物も事
業とも悉ニ皆此二柱の産巣日大御神の産靈ニ資て成
出る者なり」と有ハ古より以降初めて此説の成れる
ニて尊しと云むも中てなり其引れたる拾遺集歌ニ
君見れバ結ぶの神ぞ恨めしき連無き人を何造りけ
む」狭衣物語ニ甚斯しも造り置聞えさせけむ結ぶの
神さへ恨めしけれバ」など有る外ニも詞花集ニ心さ
へ結ぶの神や造りけむ解る氣しきも見えぬ君かな」
長清集ニ解けやらぬ人の心の難面(ツラキ)より結ぶの神を
恨みつる哉」元輔集ニ袴着侍しニ千年をバ我ならず
とも木綿襷結ぶの神も祈り懸しむ」十六夜日記ニ晝
つ方行過る道ニ目立つ社有り人ニ問へバ結ぶの神
ぞと聞ゆるて云へバ守れ唯契り結ぶの神ならバ解
ぬ恨ニ我迷ひきで」など有れバ何れも右の拾遺集を
本歌ニ取れる耳ころ有けれ作者ニ心得有て詠るニ
ハ非れども皆共ニ此二柱神ニ係たるなり但牟(武)須毘を武須夫
て云ハ訛れるなり何れも唯結ぶと云言を以て仕立
たる者ニて何の由も深からぬ物ながら然ニ徴し

△和名抄に日本紀云産靈無須比乃加美と有訓は皇ノ字を除きたる訓なり然れども其は雜産靈神津速産靈神などの産靈こそ有けれ此二柱神に限ては正しく美武須毘と訓奉べき事右に云るが如し

とも爲べき事多在り△顕宗天皇三年御紀に月神著人謂之曰我
祖高皇産靈尊有預鎔造天地之功宜以民地奉我月神
若依請獻我當福慶（云々奉以歌荒樔田）て見え又次に日神著人謂阿閉臣
事代曰以磐余田獻我祖高皇産靈尊て有り此にも有
預鎔造天地之功て詔ひけむを先に讓に略れたる者
なり借此二共に高皇産靈尊一柱を再出たれども神
皇産靈尊をも並て御諭有しなり何を以知ざるしば
右の磐余田は大和國十市郡なるに神名式に十市郡
目原坐高御魂神社二座（並大月次新嘗）て有る（こを平田翁説に）其一柱は神皇
産靈尊なる可しとて云れたるが如くなればなり若て

△綏靖天皇御紀に預者の二字を阿曾布毛能と有は阿比の比を脱せるなり其傍訓に阿比伊布比登と有を以知べし又継體天皇二十一年御紀に預字を久波ゝ流と有を合せて曉る可なり
△名義抄に預を豫の俗字として其訓に阿豆迦流とも麻自波流ともも有を合せ考ふ可なり

右の預鎔造て舊く曾比阿比伊多勢流とも訓るを記傳に
阿比都久理麻志てと訓れたるは愛たけれども預字
を訓漏されたり△皇極天皇元年御紀に預造て見えた
るなどは字書に預與豫通て有る意なれども此の副
字の義なり同三年御紀には預を麻自利氐て訓て交
際の意に用ひ孝德天皇元年御紀には預を久波て流
と訓て加勢の義に被用たるなどを合せて考るに此
預鎔造の中には預字ぞ殊に眼目には有ける（右の高皇產靈
尊の尊字本には脱せるを若槻某が見たる巻本に在
由同人の著せる　と云書に所見たるに從て
今補へり鎔造の二字は阿比伊多勢流
よりは阿比都久流の方宜しかる可し）△右の如く預は

副加ハる由ふるハ如何と云ふ天ハ可美葦牙彦舅尊
天常立尊地ハ國常立尊豊斟野尊と持分て其神等の
鎔造り給へるを此高皇産靈尊神皇産靈尊と二柱ハ
其上ふ在して幽賛(タスケ)給ふが即副加りしせ給へるふぞ
有ける鈴屋大人も既し其意ふりし故ふ其とハ無し
ふ(擧られたる)記傳の説を摘て云りじ先伊弉諾尊伊弉冊尊の國
土萬物をも諸神をも生成給へるハ此神等の詔命ふ
依り又其時の唱和の前後の次第をも教給ひ其事を
善成しめ給ひ神功既至り坐し(天神と申すハ)徳も亦大ふ成て天ふ
復命し給へるハ其結びふて專此神ふる事人の知れ

るが如し天石窟隱の時ふハ古語拾遺ふ高皇産靈神會
八十万神於天八湍河原奉謝(議)之方と見え其時ふも天
孫降臨の時ふも其事思議(慮)給ひし思兼神ハ此神の御
子と見え天照大御神ふ相並坐て大御詔仰せて皇御
孫尊の初國所知食す萬の事共成り大已貴命少彦
名命相並坐て國土經營の事共成り天忍穂耳尊ふ萬
幡姫命兒玉依姫命相配坐て皇御孫尊を生坐り是等
何れも相並坐神有て此神の産靈の御功の成れる狀
ふるも深き理有事ふるべし」と云れたる此相並坐神
有て事の成れるふむ右の有預鎔造天地之功と云者

ふて天地の初時より次〻ふ成坐る神ハ更ふも云ず
此神の産霊ふ資て成出る耳ふしず萬の事業の上ふ
其副加ハりて其を令成給ふ者ふる事灼然し記傳の右文ハ
唯其意を取て補ひも削も為て引り見む人怪ゝむ事
分れ又同書ふ大体是等を以て世ふ諸の物類も事業
も成るハ皆此神の産霊の御德ふる事を考へ知べし
て云れたるハ然る言ふり次ふ云る幸魂奇魂の事を
も亦見合
す可し　右の預鐐造と云ふ猶思合せらるゝ事多在
り其ハ宝剱出現章第六ノ一書ふ大己貴神遂到出雲國
興言曰夫葦原中國本自荒芒至及磐石草木咸能強慕
然吾已摧伏莫不和順遂因言今理此國唯吾一身而已
其可與吾共理天下者蓋有之乎于時神光照海忽然有
浮来者曰如吾不在者汝何能平此國乎由吾在故汝得建
其大造之績矣是時大己貴神問曰然則汝是誰耶對曰吾
是汝之幸魂奇魂也大己貴神曰唯然廼知汝是吾之幸
魂今欲何處住耶對曰吾欲住於日本國之三諸山故即
營宮彼處使就而居此大三輪之神也と有を熟考るふ
大己貴神ハ己命の御德を以て大造の績を得建給へ
りと所思して興言し給ひけるふ其を抑へて幸魂奇
魂神の顕れ坐て却ふ其神の御功の如宣へりしを然
すがふ得曉り給ひし故ふ其宮處を問奉りしけれバ
三諸山ふ居むと宣ひし任ふ其處ふ鎮奉り給へりし

なるが此に大三輪之神也と有に依て大物主神と爲るは非る事已に神賀詞講義に註せるが如く古事記にも答曰吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上此者坐御諸山上神也と有て神名式に大和國城上郡神坐日向神社（大月次新嘗）と見えたる是にて大神大物主神社（名神大月次相嘗新嘗）とは異なるが故に大神に對へて神坐とは有なり又宇陀郡神御子美牟須比命神社は決く其神の御子なり然らずは大物主神の御子と有む神に美牟須比命と申す御名の似着ても通えざるを如何にとか爲む此を以て幸魂奇魂と申すは右の預鎔造給ふ御靈なる事を思定む可し然れバ右の大三輪之神也の大ハ行ろ又ハ撰者の何心も無く書れたるにも有べし大物主神の方には何れも大神と申せる格にて城上郡狹井坐大神荒魂神社五座添上郡率川坐大神御子神社三座などと此等には唯に神とのみ記されざるを思ふ可し此幸魂奇魂の事は殊に深く考得たる事有て生島詞及神賀詞の講義に云るを傳には右の章に就て云可しと思ふ物から此にも其端を云るなり又記傳に世に神はしも多に坐せども此神は殊に尊く坐して産靈の御德申すも更なれバ有が中にも仰奉る可し崇奉る可き神になむ坐ける偖此大御神は如此二柱坐を記中に其御事を記せるには二柱並出給へる處は無して或時は高御産巣日神或時は神産巣日御祖命と旁一柱耳出給へる其御

名ハ異れども唯同神の如聞えたり抑如此二柱にし
て一柱の如く一柱りと思へバ二柱にして其差の髣
髴しきハ甚深き所以有る事にぞ有べき」と有に就て
猶考るに此二柱神ハしも天御中主尊の荒魂和魂の
如く御在し坐て天照太御神の荒魂禍津日神和魂大
直日神に應へる者と推察り奉らる　但荒魂和魂の善悪の義る取にて
ハ甚しき僻事なり荒魂とハ物に進む方の御魂を申
し和魂とハ御身に和ミ鎮まる方の御魂を申せり神
功皇后御紀に既而神有誨曰和魂服王身守壽命荒魂
為先鋒而導王船とて有り此一を以て曉る可し其委し
き事ハ祈年第三詞及伊勢太神宮詞の講義に説き又
四神出生章第六ノ一書柱津日神直日神の下に云べし
祝詞に神漏岐神漏美命と申して萬の事の始を成給

へるハ此二柱神に坐事上にも註せる如くなるが紀
記共に其御事を記されたるに二柱並出給へる處ハ
無して旁一柱耳出給へるハ甚く深き故有事にて萬
の事業の上にも荒魂の事にハ高皇産靈尊和魂の事
にハ神皇産靈尊と其並坐て神議給ふ中にも其方に
主たる御名を擧て傳へさせ給ふ者にぞ有ける歟乞
其一二例を出さバ天石窟の時又御天降の時などハ
荒振神の所為なる故に高皇産靈尊の御名多く出た
る中に甚たけきハ神天孫降臨章第一ノ一書天稚彦が
雉を射たりし矢の天に到ける時の文に天神見其矢

曰此昔我賜天稚彦之矢也今何故来乃取矢而呪之曰
若以悪心射者則天稚彦必當遭害若以平心射者則當
無恙因還投之と有る天神を正書及古事記には高皇
産靈尊と見え此必當遭害を記には天若日子於此矢
麻賀禮と有を以予が説の強ざるを思ふ可し又神武
天皇御紀に御軍の半なる時に勅道臣命今以高皇産
靈尊朕親作顕齋用汝為齋主と有て後に躬自齋戒祭
諸神遂得安定區宇と見えたれバ自餘の神等をも祭
給へるなるに此神を主と立て齋らせ給へるは其御
稜威を仰奉らせ給へるが故なる事著明し古事段には彼神叙

を降し給へる事も（には天照大神高木神二柱神之命以て見え）八咫烏を遣せ給へる事も共には天
高木大神之命以と有は共に事実に叶へるを御紀に
は共に天照太神一柱に耳係たるは輙略て聞ゆめり又古事記大宜津比賣神の
御身より種々物の成れる所には故是神産巣日御祖
命令取茲成種と見え大穴牟遅神の八十神に被殺坐
し件には尓其御祖命哭患而参上于天請神産巣日之
命時乃遣𧏛貝比賣與蛤貝比賣令作活など有は和魂
に坐る故にて右の高皇産靈尊とは反對なり所以に
御巫祭神八座の中なるも神産日神高御産日神と次
序し祝詞にも神魂高御魂と有て常に神漏岐神漏美
命と申す例に異なるは皇御孫命御世手長御世登

堅磐に常磐に齋比奉茂御世に幸閇奉と有る如く事無き節に大御身の守護を耳祈しせ給ふが故に二柱共に並擧れるも其專と有る方を先にハ爲しれつる者なり彼神功皇后御紀なる神の御誨にハ和魂服王身而守壽命荒魂爲先鋒而導師船と見え皇后の御方にハ則撝荒魂爲軍先鋒請和魂爲王船鎮と有を合せて思ふ可く又四時祭式鎮魂條にハ右の神魂高御魂神等の八神に大直神一座を合祭しることを以て和魂を主として神産日神を先に被定たる所由を思ふ可き者なりかし 然るを古語拾遺神武天皇段にハ爰仰従皇天二祖之詔建樹神籬所謂高皇産霊神皇産霊云々と次序たるハ當然の事にて宜しくハ有れども誰しも知れる右の次序にハ違へる神魂高御魂と錯置たるに由縁勿しどやハ此ハ高千穂大宮にて事始て祀祭給へる神等に坐せバ天神の御教に依て如此く定給ひけむて所思しきなり委しくハ祝詞講義に就て見べし夫妻二柱並坐す中に女神を先に爲る例ハ賀茂御祖神社二座なれでハ大己貴命と玉依姫命と二柱なれども其后神の方ハ左に夫神の方ハ右に在して其后神の方を主と為て御祖神社と申すが如し右の御巫祭神八座の餘にも此神を祭れる社ハ神名帳に山城國乙訓郡羽束師坐高御産日神社大月次新嘗 和名抄郷名に羽束波豆賀之と有る是なり垂仁天皇三十九年御紀に五十瓊敷命に賜へる十箇品部の中に泊橿部神矢作部などに並びてと有る其品部の居りし地なり羽束師とハ矢の羽を著る義なる可し此地

に祀祭れる事は彼顕宗天皇三年御紀に奉以歌荒樔田
（追は末官社の状ならさかしを此より其）
歌荒樔田（在山背國葛野郡）と有る其時に此田を寄て斎始給へる
なる可し郡も隣て遠からぬに其時に御誨有し月神
は葛野坐月讀神社（名神大月次新嘗）に坐せバなり文武天皇
大宝元年御紀に勅山背國云々波都賀志等神稲自今
以後給中臣氏と有れバ歌荒樔田も其時などよりや
廢れけむ甚可畏き御事なり天神本紀なる天物部二
十五部の中に羽束物部有り然れバ右の泊橿部は饒
速日の率て天降り給へる天物部なりけり姓氏録（摂津国神別天神）
に羽束天佐鬼利命三世孫斯鬼乃命之後也と

△或書に羽束師社所祭天兒屋命相殿猿田彦右社家記也と云れバ己く祭神の傳をもひしふとう但御紀に壹伎縣主先祖押見宿祢侍祠と有を姓氏録に壹伎直天兒屋根命十世孫雷大臣之後也と有れは其祠れる人の祖神と打混れつるなる可し

有は其部なる可く又同書（摂津国皇別）に羽束首天足彦國
押人命男彦姥津命之後也と有は其長なる可し此は
此神社に属たる事には非れども地名に就て云なり
後撰集に忘られて思ふ歎きの繁るをや身を羽束師
の杜と云しむと有を始として後の歌に羽束師を恥
りしに寄て多く詠り山城志に今在
下鳥羽西南志水村と云る是なり△大和國添上郡宇
奈太理坐高御魂神社（大月次相嘗新嘗）は持統天皇六年御紀
に（十二月甲申）奉新羅調於五社伊勢住吉紀伊大倭菟名足と有て
止事無き列に御在せり記傳に三代実録元慶三年六
月八日丁卯授法華寺正三位高御産栖日神従二位と
有を此社なる由云れたるは然る言なり玉海治承三

年十一月春日使條ニ（鋳鈍岡の事を）自法華寺鳥居一町許北行路西邊岸上也と云る鳥居ハ此神社のふる可し（兼倶本書入ニ武内宿祢勸請也て有ハ然る古説も有けるふらしむ）大和志ニ在法華寺村ニ称揚梅天神と云り予嘉永三年五月ニ詣たりしニ法華寺の西南ニ立せ給へり彼寺の鎮守として奉崇る由ふり右の宇奈太理ハ溝の事ふり座摩神詞及神賀詞講義ニ云り十市郡目原坐高御魂神社（並大 月次新嘗）ハ彼顕宗天皇御紀ふる日神の御誨ニ依て祀給へるふる可き事上ニ云るが如し三代実録ニ貞観元年正月廿七日授ニ目原坐高御魂神從五位上と有ハ今一座の神名を漏されたるふや（同）貞観八年三月二日授ニ大和國從五位下神皇産霊神正五位下と有る從五位下若くハ上の誤ふる可し然して高御魂神も此時ニ同じく正五位下ニハ進ミ給へるふらしむを互ニ漏せるふり然しずてハ右の八年の神名を収む可き社有る事無き者をや△但此御社の所在今詳ふらしぬハ御名の埋れ給へるニて甚可惜し彼御誨を見ニ月神のハ以ニ民地奉と有て何れとも田地を指して宣ハざるを此ふる日神の御命ニハ以ニ磐余田ニ獻と有れバ必其邊ふる可き事所知たり後人其心を得て探索奉べし 壹岐（國島）壱岐郡高御祖神社ハ祖ハ魂の誤ふる可し同郡月讀神社（名神大）有も由有る事ふり右の顕宗天皇御紀ふる月神の御の終ニ壹伎縣主先祖押見宿祢侍」伺て有ハ山城國ニての事ふれども其本貫ニても其裔ふどの祀祭る可を思ふ可し（姓氏）

△又同十七年三月廿九日壬子授ニ大和國正五位下神皇産魂神從四位下と有り

△續後紀に承和四年二月甲子朔戊戌對馬嶋下縣郡無位高御魂神奉授從五位下と見え又三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申奉授對馬島從五位下高御魂神從五位上同十二年三月五日丁已詔授對馬從五位高御魂神文邑留神並正五位下と有り備

錄右京神別天神に壱伎直天兒屋根命十一世孫雷大臣之後也と有り然れバ其島より出たる子孫なるなり對馬島下縣郡高御魂神社（名神大）有て又此に阿麻氐留神社立せ給ふ事ハ右の御紀〔の時の事〕に依れる者なり△其ハ日神の御誨の終に對馬下縣直侍祠て有ハ大和にての事なれども猶其本國にし移りて仕奉れりし者なり（姓）氏錄攝津國神別天神に津島朝臣大中臣朝臣同祖津速魂命三世孫天兒屋根命之後也と有り又未定雜姓攝津國に津島直天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後也と有り古事記に天菩比命之子建比良鳥命此津嶋縣直之祖也と有れども此にハ非じ又河内國高安郡天照太神高座神社二座（並大月次新嘗元号春日戸神）ハ（上に云て引る）上田百樹說に天照太神と共に並び坐せバ高御産日神に御在すなる可し尾張

國愛市郡高座結御子神社（名神大）を（考ふ可しと云るに就て考るに）續後紀に承和二年十二月壬午高座結御子神奉預名神熱田大神御子神也て有に依て社說に足仲彦天皇ふて云ハ妄にて御子ハ（也て）神の御子の謂に非ず社に就て云者なり然れバ高座結神とも申せるを略きて高座神とも申せるなるが彼高木大神とも申奉る高木ハ高城高座ハ字の如くにて共に此神等の常宮（敷）定給ふ天二上の事に依れる御名なり天二上ハ此神の都城なる事已に中臣壽詞講義に說たるが如し又高安郡と云も此神に依れるにや安（ヤス）ハ蕃息（フヤス）の義にて産靈の義なる事下（埴山媛條）

にて云り三代実録に貞観元年正月廿七日授従五位下春日戸神従五位上と見ゆ河内志に在教興寺村東山今称弁財天と云り又（式に）丹波國氷上郡高座神社有り同神なる可し此元号春日戸神の号を一本にハ名と有り又一本にハ元名号とも見えたり倩春（日）戸神と云ハ大和國春日社の神戸にしむうと年頃思へりしを今に（至し）疑を開きたり其ハ續紀に養老元年二月壬申朔遣唐使祠神祇於蓋山之南と有ハ彼神武天皇の顕齋の例にて高皇産靈尊を前に立て被祭しになる可し彼顕宗天皇御紀なるも大御使を任那国に下賜ふ時に事を思ふ可なり倩万葉十九春日祭神之日藤原太后御製歌て有も春日社より以前の事なり又三に春日乎春日山乃高座（乃）之御笠乃山尓と詠るなでも高御座の上にハ蓋を覆ふ由なる發語と見てもと宜しうれども猶然耳にハ非ずて彼神祭の事をも持込たるなり然れハ春日戸ハ其蕃國の事に依る御料の御戸なりし故に此にも然云るなりけり

第五

一書曰天地未生之時譬猶海上浮雲無所根係其中生一物如葦牙之初生埿中也便化為人號國常立尊

天地未生之時とハ浮雲の如くなりし物出来りて浮漂よへりし程の事にて其物未天とも地とも成ざり

〇記傳ニ開闢之初又天地初判云よりハ天地未生之時と云るハ聊差ひ〳〵云る事りしと有ニ據て

し時を云て第三ノ一書ニ天地混成之時とも有も同じ趣なる傳なり口訣ニ未ㇾ生ニ臍開闢一時也と有ハ謂れたる事なり其ハ此文の浮雲ハ天地の混成し物なるが其中より如ニ葦牙一なりしハ清升り么て天と成り迹ニ止まれるハ地と成れる物なる事佗傳共ニ同じけれバなり古史徵ニ〇此文を取て於高天原ニ成神云々の上ニ置れたるハ如何なる事なり此ハ其神等の産霊ニ依て一物の成れる其始終を云む為なる故ニ其ニ係て天地未生と云るニこそ有けれ唯世の始を大朴ニ云所ならざる事右ニ云るが如し又纂疏ニ生猶熟之生也と有も誤なり所以ニ通證ニも如據此說則未ノ字蛇足也と云ける者をや〇海上ハ鈴屋大人の宇那波羅と訓れたるニ從ふ可し和名抄ニ海百川所歸也和名宇三又溟渤

和名於保宇三又滄溟阿乎宇三波良と有り然れバ宇美能波羅を切て然云なりけり四神出生章第十ノ一書ニ吹ニ生大地海原之諸神一と有て大地ニ對へ万葉一七丁ニ國原波煙立籠海原波加萬目立多都と此ハ池を海ニ見立たるニハ有れども國原ニ對へたる者なり（海を海原と詠せ給へて）然れバ此ハ唯海面の事なり但同章第六ノ一書ニ滄海原潮之八百重と有ハ國土海原を合せたる名なる事其所ニ云るが如くなれバ別なり海を宇美とも和多とも云るハ大地を都知とも久尓とも云が如し万葉五ニハ宇奈原能邊尓母奥尓母など詠て外ニも多き語なり猶下ニ云べし　上ハ漢文ニ謂ゆる虚字の如くニハ有れども齊明天皇五年御紀

甘檮丘東之川上と有て下に川上此云箇播羅と注せ
る如く古書の例多く原と訓せたり然れバ四神出生
章生日神云々の擧以天上之事とも擧於天上と有る
も第六ノ一書に天照太神者可以治高天原也と有に依
て天上を阿麻能波羅と訓べきなり古事記石屋戸段
なる天安河之河上を此にハ天安河邊に作て河上河
邊共に河原と訓り原とハ廣く平なる處を云称なれ
バ海上を然訓て能叶へり瑞珠盟約章第一ノ一書に背上と書て曾七良と訓せた
るも背の平なる所なるを以て背腹の意を以て記るなり海上を古史徴に和多乃閒と訓れたるも悪ろしでも猶字那波羅の方宜し
○浮雲ハ宅とそとて虚空に漂よふ雲なり

中臣壽詞に天乃浮雲仁乗马て見ゆ然れバ宇伎具毛
と訓べきなり浮ハ万葉三二十六丁に雲居奈須心射左欲比十
一四十五丁に天雲之絶多不心なで詠る如く落着ざる義
なるなり御紀にハ多く浮を宇加倍流と訓たれども浮霧浮船などの宇伎と同じく此も體に云
ふ所なれバ引續き
て宇伎雲と云べし右の浮雲を今本にハ浮雪と誤れ
るを記傳に引れたるに依れり然る善本の有しなる
可し然れバ従ひ改めたる海上に雪の浮と云事も根係と云事
も有べけれくも非ぬ事なるぬが故なり古史徴にも其説に従ひ
猶類聚國史の一本又秘説本にも浮雲と有と云れたれ
るが如し然るを口訣に海上浮雪陽氣發散貌之昇譬
沈と有ハ心苦しき説なり浮雲ハ浮富なで

も云る同じ物なれバ陽氣に偖浮雲ハ譬にハ有れど
どの事を以てハ云れぬなり
も正書に溟涬而含牙なども云る如く浮膏て成べき
其始ハ彼二柱神の陰陽の氣の結ばり成れりしなれ
ハ如何にも今の物に譬て云ハゞ浮雲の如く在しよ
り漸次に程を經て如浮膏に成りて大に黏りたる物
なり然れバ唯（漂蕩ふ狀を耳）譬たりと輕く見る可らざる者なり
此事已に傳三猶游魚之浮水上也の下に委しく註せり凡て神代の傳ハ如此き譬て雖皆慥に其物の実を以て物爲させ給へるなれバ一として容易らざるなり○無所根係ハ日本後紀
に山出雲雨ても有る如く雲ハ山より多く成て山に
常に係る物なるを洋く(ヒロく)て爲たる海上に浮べる雲に

どハ左行き(カユ)右行き(カクユ)其寄方(ヨルベ)定らざる故に根係る所無
しして海上を此に持出て云なり此時海も何も未有ざ
りし程なれバ唯此根係る所無しして云る浮雲に耳（眼を着て）一
物て成出べき太初(モトノハジメ)の形貌をバ知べくなむ有ける通證
に今按無所根係言消而不積也氤氳朦朧難見形色之喩て有ハ雲て有を本を外に爲たる説にて云にも足ざるなり
浮雲ハ寄方定らざる物にハ有れども山を根係
る所と爲るハ常なる故に此ハ海上なれバ其反なる
故に然云る者なり万葉三十四丁に三吉野之御船乃山
に立雲之常將在跡て詠る如く山にハ雲の立居る事
常なるハ其根係る所有を以なるを思合す可し浮字に深

くカを入て見べし未落着く所無して漂ひ巡れりしなり千載集に天雲の係る浮世も晴ざらめやはと詠るは憂を浮に取成たるなり○其中生二一物一ハ正書に天地之中有一物と有が如し此ハ浮雲の漂蕩へりし其中より如二葦牙一物の萌騰れりしを生二一物一と云るなり 平田翁説に今本共に物の上に一字有り古本無に依べき由に云れたれでも其ハ誤なりて此傳ハ正書に相も異らぬを若無を宜しと云はゞ正書も然云ずてハ叶ハず○初生埿中の初生ハ於比曾牟流と訓れたるに従ふ可し記傳に引れたるには抽出をも此をも共に毋延と訓れたるは如二葦牙因二萌騰之物一と有に依られたるにて憶にハ所思る物から同じ言に殊更めかしく別字を用らる可も非ざれば彼ハ

彼此ハ此と訓分てこそむしろ却に宜しかる可けれ生ハ大振にて物の芽の振起る義なり 万葉二に不生有之草生尓来鴨と有て草木共に牙み初るに云事常なり埿中ハ右の浮雲を根てして生初るが其状葦の角芽の如くなりしより埿中とハ云るなり仁徳天皇十一年御紀に聊逢霖雨海潮逆上而巷里乗レ船道路亦埿と有る埿を宇比地と訓れバ此も然訓べきなり允恭天皇四年御紀に埿納レ釜煮沸攘レ手探湯埿と有をも然訓りき 和名抄に泥ハ土和水也和名比知利古一云古比千と有れども右の二の訓に倣ふ可し猶宇比地の事ハ傳五なる御名の下に云べし○便化為レ人號二國常立尊一ハ傳三便化為神條に云る如く葦牙ハ外の事にし

て其地ふ就て神ハ成坐りその傳ふれども古より連ね讀む故ふ葦牙の神ふ化る由ふ人皆思へり偖此の人字の上ふ神を脫せるゟ鈴屋大人說ふ化爲人ハ上ふも神人て有れバ此も然有けむを神字脫たる可し人て耳ハ書る可うらず」て有が如し若くハ口訣ふ人亦訓嘉美て有る其如くふりけむも知べうらざれども人と書て神と訓む事ハ餘ふる事ふり

一書曰天地初判有物若葦牙生於空中因此化神號天常立尊次可美葦牙彦舅尊

又有物若浮膏生於空中因此化神號國常立尊

天地初判とハ混成る一物より若葦牙物生出て昇り其殘在る物ハ謂ゆる若浮膏と云狀ふ成れる是を云る者ふり但有物若葦牙て云ひ又有物若浮膏て云ひ其と此て各別ふ成れる狀ふも聞えて如何ふる事ふ

も所思ゆれども記傳三にも此傳を引たる下に此にハ浮膏の如く萌騰る物と葦牙の如くなる物と本より別に生れる状に云るに少ゥ異なる傳なり然れど天と地との分れたる事ハ此傳にて殊に著明く聞えたりと有り　熟思ふに物の出来始を云時ハ先如浮膏と云物有て若葦牙と云物ハ其中より芽み出たる者なり然れども正書に天先成而地後定て有る如く天地の成定まれる先後を以てハ天に成坐る神ハ先にして天を成し給へる事早く天に成坐る神ハ後にして地を定め給へる事晩き故に此く物の始よりハ神の始を立る故に如此く有し物の後に又有し物の事にハ及べりしかども其意を得て見る時ハ少しも異在

る事無くして鈴屋大人説の如く天と地との分れたる事ハ此傳にて殊に著明く聞えたり　然るを古事徴に彼混成て漂在る物の中より葦牙の如き物の萌生れるとハ別に又浮膏の若き物の生りたるとの事なり其ハ何處に生れると云に漂在る物の根底に垂下り生て此即根國底國て成れり此に因て成坐る神名を國底立と申て天の底に生坐る天常立尊と相對へたるにて知べしと云れたる一應ハ然る事ながら其混成て漂在る物ハ即浮膏の若くなる物なる事古事記及此紀の傳にも然なるを其根底に垂下りて同じ物の成れる意に見しれたるハ甚て傍痛き事なり其ハ漂在る物ハ浮くてして締しごりけむ故に垂下るとも云ハゞ云べけれども其漂在る内に謂ゆる公運私運の事共有しかバ一滴の水一撮の土と云へども地外に散と云事今も然り此ハ謂ゆる豫美都國を立む種子と為しれたる文なれバ甚く可畏き僻説なり天下にハ無上き此大御正史に始て出給へる大神等を其穢繁國と云へ遂ひ奉しむとハ言に斷たる妄説なり

○有

物若葦牙生於空中に次なる又曰有物若浮膏生於空中と有る其中より生出たる事右に云るが如し正書に洲壌浮漂譬猶游魚之浮水上也于時天地之中生一物狀如葦牙と有る此ハ浮漂よへる洲壌（未游魚の水上に浮る如き）の中より出たりしなり第二ノ一書に古國稚地稚之時譬猶浮膏而漂蕩于時國中生物狀如葦牙之抽出也と有ハ此の傳に同じく第五ノ一書に天地未生之時譬猶海上浮雲無所根係其中生一物如葦牙之初生埿中也と有ハ浮雲の猶くなりし中より生出たるにて右の游魚と云ひ浮膏と云ひ浮雲と云るハ皆同じ一物なるが何れの

傳も若葦牙物の成出し狀同じけれバ此一耳異なる可も非るを思ふ可し右にも云る如く有物と有物て別てに見る時ハ突然して若葦芽物の空中に生れる事に成て佗傳との趣に合ハざるなり古事記にも國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣流之時如葦牙因萌騰之物成神云〻と有て右に引る第二ノ一書に異ならず然れバ此傳ハ始に天地初判と大綱を云て次に天ハ云〻して成り地ハ云〻して成れりと目して云る故に物にハ先後（の論ひ）有れども神の成坐る次第と天地の定れる次序に於てハ甚く分明しき事佗の傳にハ遙に立勝れる者なりかし（纂疏に葦牙主氣而言浮膏主形而言と宜へるハ言痛き御説ながら其意味無にしも非）るなり但天ハ唯積氣耳なりと云める說にハ漢籍に溺れ惑へる說なれバ取に足ず此に云天ハ例の形有

る天なる事次に云を見て知べし〇因此化神ハ第二ノ一書に因此有化
生之神と有よりハ甚く切めて書れたる耳こそ有け
れ其ハ義同じ（ハ本より）化神の説ハ傳三便化爲神の下及第一ノ一書自有化生之神の所に註せれバ其に依
て見べきなり〇號天常立尊ハ可美葦牙彦舅尊の次に在べ
きを此ハ若葦牙を天に若浮膏を地に天常立尊と國
常立尊と相對せられたる事此傳の主意なるが故なり
然るを口訣に天常立尊者天御中主尊也以國常立尊
對天常立尊言と有ハ如何にぞや此ハ舊事紀の神
代系紀に天御中主尊亦云天常立尊にて
有る忌を受て忌を傳なる者なりけし天常立ハ天之
所凝立なる事正書に其清陽者薄靡而爲天の下に云
るが如く其天ハ即天日を云なり常ハ其天の堅固に

して不動る義なり立ハ造立なる事國常立尊の下に
註せるが如し傳三爲矢條天先成條に此神の御名を擧て委しく云れバ其に讓りつ常立ハ
國常立尊の常立に同じくして底立此神の亦御名の
と云ハ別なり此次に云を見べし
事ハ第三ノ一書に天地混成之時始有神人焉號可美葦
牙彦舅尊次國底立尊と有を（ハ古史徴に引る）一古本に國を天に作れ
るも有由に云れたるハ天底立尊と申せる御名も有
し故に斯る異同も有なりけり姓氏録左京神別天神に伊勢
朝臣天底立尊（命）六世孫天日別命之後也と見え神名式
に伊豆國田方郡阿米都瀬氣多知神社と有る曾許と
瀬氣と近き言なるをも又考に可き者なり又遠江國敷智郡曾

今万葉十五に安米都知乃曽許比乃宇良尓四に天雲乃遠隔乃極九に天雲乃退部乃限など八天に地とに云に證なり

許乃御立神社有り三代実録に貞観四年五月朔日遠江國正六位上曽許乃御立神從五位下と有れバ乃ハ行にハ非りけり然れバ曽許多知と常にハ申すを述てハ曽許乃御立と申す事なめり天底とハ天日を天中央と定めて天常立尊此を造立給ひ其より無數に分散て恒星の列なれる別天を云称なり若て其最上に在ハ日之少宮にて西蕃に謂ゆる天極紫微宮なる者なり此事己に傳三天地未剖條に云り〇倭姫命世記に載る古語に天船者天之曽己立地船者地之御都張と有ハ船艇の浮べる狀を云語なるが天船者ハ云て天に譬へしむにハ天底立の如く連聯されりて云事なり此を以て天底立ハ列星の色とて為るを云るを

暁る可し其ハ地之御都張とハ國土の御幌と云事にて船の多く浮びて陸の幌とも成り塞ぐ如さ云なり此を以て天底立と云る狀をも又思ふ可なり又姓氏録左京神別天神に宮部連天壁立命子天背男命之後也と見え祈年祭詞に天能壁立極國能退立限と對へ云る國能退立ハ國底立なる事上ハ丁に云る如く五緯星の事なるが天能壁立ハ別天の蓄垣の如く成有る限を云称なり西蕃にも別天の中にて一區の城を紫微垣とも大微垣とも天市垣とも垣を以称くる事ハ上古に神聖通ひ給ひし時などに傳ハり漏たるにや有べりしも出雲風土記に神須佐乃烏命天壁立廻坐之と有も日天より外なる別天に至る迄も廻見坐る由なり唯に天より降坐事を廻坐とハ云べくも

非れバ態と天底ふも到り見坐しふり壁立ハ古く加
伎立と訓るふ從ふ可し垣も亦限の事ふして天中ハ
何方迄も朗らふ通りて限無き物らし列星の垣夯の
如く有る限りを以て極ことハ爲る事ふる故ふ天底
とも天壁立とも云称有る事ふり此事已ふ傳三天先成の下ふ此御名を
擧て委しく云れバ其ふ見合す可く又
祝詞講義ふ就ても此説を詳ふ爲り
者此神ふして
天の成終る事ハしも上より次と説来る如く天御中
主尊天中を開らし成し給ひけるふ高皇産靈尊神皇
産靈尊二柱神天中の氣を産靈びて精と成し精を混
成して一物と成し給へる事妹妹相嫁継て子を生す
始ふり若て其一物より如葦牙物芽し萌えて可美葦
牙彦舅尊成坐る此即神を生し坐る始ふるふ依て弟
三ノ一書ふ始有神人二て所見たる其神の所爲と其物昇
り極て天と成れり即天日の事ふり此即天中と云處
ふるが故ふ此よりハ昇りも降りも偏りも爲る事無
き處ふ止住れるふる旬し事次天常立尊と申す御名の義
を以曉る可しりしも此ふ就て其萠騰り去し處の如浮膏ふ
止住りて國形を成せる此即國常立尊の神事ふり若て其
ふり但此ハ唯天の事を云むとて序ふ説
天日を造立て天の眞區と成給ふ右の二柱神此ふ神
留坐て此本域の餘りを別て日之少宮と成給ふ恒星

是なり少宮とハ別宮と云事にて天日を本と爲る名なり此に依て此二柱神に角凝魂命（尊）天底立尊と申す御名坐り角ハ綱にて其を凝し結ぶ由なり如此く百結びに結び八十結に結び（りて）て天底と云に至り及べる義なるを並べ見て知べし日之別宮の日と火と本より通ひ星ハ火氣にて唯天底の水氣に火氣の包まれたる物にして氣よりハ壓し火よりハ張て互に軋り合ふ如くして有てるなり此相壓し相張る力に依て天地ハ常在に立て其位を失錯ハざる事なり今此を譬へむに天日ハ宮殿の如く大地ハ聽舍の如く五星ハ廂の如く天極ハ樓閣の如く衆星の近きハ門牆の如く遠きハ外郭の如くなる可なり若て其衆星の許多なるも唯其處に居る耳にてハ其氣の（相軋り持つ中に何れか力の弱き方の氣ハ水火共に）缺ざる事を得ず此を以て津速產靈神此

を坐して補給ふ可く天壁立神を其天壁を造立て維持せ給ふ事上に云る如くなるを思ふ可し此二柱神共に亦御名なる事已に云るが如し國土にてハ國常立尊豐斟渟尊二柱神相並坐るが如く天にてハ可美葦牙彦舅尊天常立尊相並坐て御功を成給ふが故に如此く亦御名ハ有なり偖予が常に云如く亦御名で云ハ一神にして二名有に非ず其元ハ一神なるも外に御功有れバ其に依て外の御名を負坐る耳ならず御靈も更に別れ給ひて殊に一柱神と成坐るなれバ麁略に思成し奉る可に非ず譬へバ古事記に故其猿田毘古神坐阿邪訶時爲漁而於比羅夫貝其手見咋合而沈溺海鹽故沈居底之時名謂底度久御魂其海水之都夫多都時名謂都夫多都御魂其阿和佐久時名謂阿和佐久御魂と有る如く此等御自と物爲給へる事なれども其時ゝの事に依て各一柱神と成坐る故に神名式にも伊勢國壹志郡阿邪加神社三座と有なり況て其行事に依て別れ坐る御靈ハ其立給ふ御德との程ゝに如何にも尊く坐ゝむ事決き者をや如此くし

て天を造立て然後に大地も亦定りて萬の滿足ひ整へる時に天照太神ハ生出坐て天をバ所知食す御事て成れるが唯天上の事を所知食す耳ならず四神出生章に生日神此子光華明彩照徹於六合之内て有る如く大御身の大御光を以て宇宙に照徹らせる故に天照太神て大御名に負せさせ給ひて此大御神の石窟に隱坐しゝバ世中ハ常夜往けるを以て天ハ天照太神の御爲に成れる物なる事を知べき者なり（思ふ可く天御中主尊の御德の此に具ハれる事を）阿那可畏ら御祖て御在しし坐す高皇産靈神皇産靈二柱神すらに大御前の事を取持ち奉らせ給へるを以ても其大御德の少縁に御在し坐ざる事を想像り奉る可なり然れバ此天を造立給へりし右の二柱神ハ大

已貴命少彥名命の如く天照太神ハ皇御孫尊の如し猶云ハ將欲しき事多在れども其ハ日神の傳にころ

○次可美葦牙彥舅尊（上三十三丁）に出但此傳ハ天て國てに對へたる故に天常立尊の御名先に出たれども然る可くなむ有ぬ古事記に宇麻志阿斯訶備比古遲神次天之常立神て有ず事実に叶ひて愛たけれバ今も其如く心得べくころ然らざれバ有物若葦牙因此化神と云ふ續に合ハず（又葦牙の若く成出たりし物の萌騰り極りて然して天の處ハ立定れしバ必其次に有べき事なり）古事記にハ此の終りに此二柱神亦獨神成坐而隱身也と記され上なる三神を合せて上件五柱神者別天神と記されたるを此に無ハ正

△八洲起元章第四ノ一書にも見えたり其ハ

書に天地の始を神名を以てハ記さずして事實を耳文に連ねられたる(別)其徴しに一書を悉載られたるが一書ハ一續の文ならざれバ終む可き所無が故なり隱身とハ御靈を申し別天とハ天表を云事此傳の始より已に虔しに説来れてハ今更に取立て云べさに非ぬども此所にて先右の心得有べきなり○又有物若(浮膏)葦牙ハ上に云る如く葦牙よりハ先に在べき文ならず神の成坐る次第に依て後にハ成れる者なり然れども有物又有物て云様に聞成るし故に能為ずハ心得誤る可き文なり然れども若浮膏物に因て成坐るか國常立尊と有るが甚く尊き御靈物なりける此御傳の無しましゝが彼正書及其餘の傳

こをも見誤る事も有なむを此に依て正書以下の如葦牙物に因て國常立尊の成坐りと思ふめる千載の誤を正すに至れるハ我下も奇しき事なり○國常立尊上傳三七十六丁に出

消印

嘉永六癸丑年十二月十七日始同七甲寅年正月九日

終

明治七年七月三日校合　菅政友

内閣文庫
浅草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan